

## 説明資料(第2稿)等の琵琶湖部会に関連する部分について の論点、意見等

### < 意見募集の内容 >

各自の担当箇所について関連資料（下記参照）を精読頂いた上で、部会として今後、検討・議論しなくてはならない事項や部会としての意見案などをその理由も含めて記述し、提出頂いた。

### < 関連資料 >

- ・ 第21回委員会(5/16開催)資料3-1「丹生ダム・大戸川ダム計画の見直し案説明資料」
- ・ 6/20委員会にて提出された説明資料（第2稿）

### < 検討班役割分担 >

第23回琵琶湖部会(6/10)において、今後、部会としての意見とりまとめのために作業部会を設置し、リーダーを中村委員とすることが決定した。

部会終了後、中村リーダーを中心に委員が集まり、作業部会の進め方について相談した結果、下記検討班に分かれて検討を進めることとなった。

検討班	担当委員（ は班長、 は副班長）
ダム	寺川、 仁連、江頭、川端、倉田、宗宮、藤井、松岡、水山
水位	西野、 川端、井上、嘉田、川那部、小林、松岡、三田村、村上
連携	嘉田、 藤井、井上、仁連、松岡、村上

リーダーの中村委員は全体調整のため、検討班メンバーには入らない

### < 目次 >

1 . 第1回琵琶湖部会検討会（7/9開催）以降に提出された意見 .....	2
ダム班 .....	2
水位班 .....	5
連携班 .....	7
2 . 第1回琵琶湖部会検討会（7/9開催）に提出された意見 .....	11

## 1. 第1回琵琶湖部会検討会（7/9開催）以降に提出された意見

ダム班

倉田委員（琵琶湖部会、環境・利用部会）

「(第2稿)」で2.4.4、4.5.4、5.5.4の「漁業」を独立項として追加頂いたことに謝意を表します。しかし、漁業維持の前提である河川環境の、特に河川形状に関する整備方針に基本的変更を求めないと、折角の配慮頂いた「漁業継続」に支障を生じますので、「漁業」項目以外である河川環境の項にも修正を求めます。

要修正・・・「4.2.1 河川形状」の3行目～4行目

「今後の河川整備は、『川が川をつくる』のを手伝う」という考え方を念頭に、これまで実施してきた多自然型川づくりの評価を踏まえた上で、横断方向及び縦断方向の連続性の修復を目指し、変動する水と土砂の流れの結果として、ある程度の曲流水河川化と瀬と淵や河原等多様な形状を持つ河川の復元を図る。」(下線部挿入)

要修正・・・「4.2.8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工」の2行目～3行目

「護岸工事の実施にあたっては、縦断方向及び横断方向の河川形状が不連続とならないように可能な限りでの曲流水河川化配慮の施工をするが、水衝部等で河岸の保持のため護岸を施工する場合は、生物の生息・生育環境に配慮した工法を採用する。」(下線部挿入)

要修正・・・「5.2.1 河川形状」の「(2)縦断方向の河川形状の修復」の最後に追加

「5)直水流化(上流から下流へ直線化)河川においても、河幅の中で曲水流化を図れるよう河幅確保を検討する。」(下線部追加)

要修正・・・「5.2.6 生態系」の「2)の」の文言追加

「縦断方向の河川形状の修復に向けて、可及的に直水流河川の曲流水河川化を図ることに加えて、現状の堰、落差工等において、魚類等の遡上・降下に配慮した構造を検討する。(5.2.1再掲)」(下線部挿入)

要修正・・・「5.2.8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工」の(1)に追加する

「(1)生物に配慮した護岸工法を採用すると同時に直水流河川の曲水流河川化を可及的に工夫する。」

註)[要修正～の理由説明]河川形状は時間(時代)経過とともに、「川の流れ」の「たわみ」が(平面的に)曲水流化が進むのが自然な姿で、水棲生物の生息・繁殖に好適条件を増すものだが、従前の河川整備は治水・利水目的から河川水流の直水流化(上流から下流へ直線化)整

備に偏り勝ちで、生物多様性を阻害（保全に逆行）していた。河川形状を直水流化整備によって、河川水流は上下の深浅方向への「たわみ」に向い、河川の深浅方向での河床の凹凸が進むこととなり、魚類の遡上・流下・繁殖に障害となり易く、部分的に深水域が発生すると「川の魚相」が変わる程の変化を生ずるものである。本来の河川では曲水流化することによって水流速に部分的に緩急を生じさせ、魚類の遊泳休息や繁殖行為などの可能な局所を作り好適条件を提供するのである。「本来の曲水流を伴う河川の姿」に戻すことによって、水棲生物の生息・繁殖を回復するように工夫すべきである。垂直河川でも河幅をとれば、水流域は曲水流化することを考慮すべきである。

要修正・・・「2.4.4 漁業」の4行目～5行目に挿入

「琵琶湖における内湖、淀川の干潟やワンド等の湿地帯、瀬と淵の減少等河川形状の変化、水質や底質の悪化、水位変動の減少や外来種の増加並びに水田を産卵の場としていた魚類の移動経路の遮断等様々な要因が、生物の生息・生育環境を改変し、加えて繁殖し過ぎた外来魚の食害や鵜の食害の逐増が進み、固有種をはじめとする在来種の減少を招いている。」(下線部挿入)

要修正・・・「2.4.4 漁業」の13行目～17行目を改文・追加（　　は埋めて下さい）

「全国的にみても年間内水面漁業生産量は昭和53年13.8万トンから平成12年7.1万トンと約半減しているが、淀川水系においても同様に減少が著しく進み、淀川においては、昭和　年　トンから年々漁獲高が減少しており、平成11年度には、約250トンとなっている。また、琵琶湖においても減少しつづけ、昭和　年　トンから平成13年度には約2,000トンにとどまっている。猪名川においては、昭和　年　トンから平成12年度に約3,3トンの漁獲高がある量に減少している。」(下線部挿入、修正)

要修正・・・「4.5.4 漁業」の3行目に挿入を

「淀川水系における生物の生息・生育環境の保全・再生を目標とする各施策を実施することにより、河川環境を保全・再生し、結果として水産資源の保護・回復・維持につなげる。」(下線部挿入)

要修正・・・「5.5.4 漁業」の2行目に挿入、および(4)の冒頭部に挿入を

「詳細は「5、2河川環境」に記載しているが、以下のような施策を実施することにより結果として、水産資源の保護・回復・維持につなげる。」(下線部挿入)

「(4)魚類遡上・流下・繁殖に欠かせぬ流量と土砂移動(「流砂」)の連続性を確保するための方策を、山地流域から沿岸海域に至るまで総合的に検討する。」(下線部挿入)

要修正・・・「2.6.1 既設ダム」の13行目および16行目の「影響」の前に挿入句を

「木津川の上流域などでは都市化が進み、それに伴うダム湖（富栄養化、深層部の貧酸素化）及び流入河川の水質汚濁、流入と異なる放流水温の環境へのかなりの影響が問題となっている。」

ダム等の河川横断工作物による生物の遡上・降下の阻害や、土砂移動の連続性の遮断により下流河川の一部区間で河床材料の変化を招いたことが、水生棲生物の生息・生育環境に回復不能に陥りかねない影響を与えているところもある。」(下線部挿入、修正)

要修正・・・「4.7.2 既設ダム」の(7)項に挿入分を入れる。もしくは(7)項の削除をする  
「(7)ダム水源地域の文化・社会・経済的活性化に向けた取り組みの支援を実施する。」  
(下線部挿入、あるいは前面削除)

<理由>

生物多様性保全のための河川整備計画に必要な策だとは言えないから

要修正・・・「4.7.3 事業中の各ダムの方針」の1行目～3行目の文の改稿

「ダム計画の方針に基づき、(河川法改正に伴う)河川整備計画の再検討のため、これまで事業中の大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム、丹生ダム、余野川ダムについては調査再検討を行う。」  
(下線部挿入)

松岡委員（水位班）

水位の操作について、操作規則の影響がかなり琵琶湖水産生物の再生産を致命的な影響を与えている。

毎年、観察している結果からも言えることですが、6月にはいると必ず水位に変化が出る。6月20日には-20cm基準で、急激に水位が下がる。-20cmの影響で産卵場を奪われる。

事実、卵が干しあがる、孵化稚魚が移動できない、稚魚にとって餌が取れる不可欠の場所が消える。1箇所の問題ではありません。

琵琶湖全体で起こり、対策が考えられていない。-20cmの見直しを再検討してもらいたい。

水位の操作の検討で、琵琶湖の水位を下げ方について、0cmを目安に3日間を基準に下げ方の工夫が必要<sup>(補足1)</sup>です。

急激な増水時は産卵刺激になるが産卵は遅れるが、産卵後ほぼ3日間で孵化<sup>(補足2)</sup>します。最悪、孵化すれば水位の緩やかな変化についていける可能性があります。よって水位の減らし方にも配慮が必要だと言えます。

結果報告

今年のピワコオオナマズの産卵は、6月29日雨でした（去年は7月12日）。産卵後急激に水位が人為的に下げられナマズの受精卵は干しあがりしました。また別の湖岸堤の石に産卵した大ナマズの卵も同じく影響を受け日干しになりました。

ふなの産卵も今年は遅れました。干しあがりのふなの卵も確認しました。琵琶湖全体で同時に起こることが心配です。

よって、水位の下げ方操作で、プラス、マイナス0cmから3日間の基準で緩やかに下げる目安にできないか？

これからもわかる通りダム<sup>の</sup>放流によって、のごろふななど水産資源維持に効果が期待できることとは結びつかないと思います。

松岡委員のご意見に対して、西野水位班リーダーより上記下線部に関して質問があり、松岡委員より以下の回答を頂きました。

（補足1）

\* 「琵琶湖の水位の下げ方について0cmを目安に3日間を基準に下げ方の工夫が必要」について  
増水時の減らす方法の1つに0cmまでは安全上、急激な放水も仕方がないかもしれませんが、そのまま-20cmまで容赦なく下げられてしまいます。だからこの-20cmが正解とは言えないかもしれませんが、0cm～-20cmまでを超スローにできないか？少なくとも、3日間は0cmで

維持これは孵化するまでの時間を考えています。あとは超スローで下げること仕方がないかな。それが出来なければ、水位によって移動する産卵場を琵琶湖周辺確保する事ぐらい言えないでしょうか？魚類にとっては絶滅の危機と同様に現在なりつつあります。それに対してもそれほど理解していないで水位操作規則が進められています。

(補足2)

- \* 「急激な増水時は産卵刺激になるが産卵は遅れるが、産卵後ほぼ3日間で孵化」について  
ナマズのことですが、これはふな類やコイ科魚類のように産卵期が多少分散しているから、多少危険の分散が図れるかも知れません。  
特に大ナマズなんかは1年を単独生活をしていて複数で行動するのは、産卵時期のみだから危険は大きくなります。

松岡委員（連携班）

ダムで取り上げるところかもしれませんが、あえてここで取り上げます

丹生ダムで説明がなされた利水の事です。農業に利用される目的で最低限どれくらいの水が必要なのか？現在の状況から提示してもらうことができれば農業面積から標準がでます。

今の状況で説明しますが、用水の確保の中で草野川、高時川、余呉川の頭首工及び琵琶湖より余呉湖にくみ上げ流しています。さらに農業用水の見直し案説明資料5/16第4編・19の説明のように用水路に戻し反復利用をいいますが、第4編・20の3項目の節水等で対応が可能です。（農業面積 変わらず）しかしもう一方では国営湖北農業水利事業が実施されています。去年よりすでに工事に着工しています。新湖北農業水利事業で172億円をかける工事で琵琶湖から余呉湖にくみ上げる。以前の3倍の施設を建設中です。これは正式名は余呉湖第二補給送水路建設工事です。農林水産省近畿農政局です

これが進められて、どれだけ計算しても農業用水の不足が考えられない。ダムに頼ることもいらないはずが、国土交通省では重要しされています（丹生ダムからの説明）

の問題点です。

現在の水補給の3倍に膨れ上がる事が河川を経て琵琶湖に流入することで、琵琶湖の悪化が予測される。農業利用でどこでその利用水が浄化される、琵琶湖にもどされるのか気がかりです。

河川の形状について

川が川をつくる、この言葉からです

野洲川からの説明です。川の形状に無理があります。川の河口はすべてデルタ状に形成されます。当たり前です。野洲川の河口の形状はどうなってますか？くぼみに川を通し（人為的に）地形や琵琶湖状況などに配慮がない行動から問題が発生するし、これから問題が大き

くなるはずで、どこかで浜欠けが起こります。特に砂の移動、琵琶湖の湖流の変化や濁流の影響が幅広く長期間に及ぶ。たかが川ですが、少しの調整でも影響をもたらすことが非常に大きくなると思われ、注目してください。

水田利用からの問題ですが、現在一方的な僕の考え方ですが

琵琶湖のなかで再生産ができない状況が起こっていないだろうか

琵琶湖で漁獲される魚の調査から標識魚の確認されることが非常に多く、水田や内湖で生産可能な状況にできてきたが、琵琶湖に育てる力がなくなりつつあるように思う。琵琶湖の問題なのか？育成する途中が問題なのか？その辺を守ることができないと準備に入れない、育てられない。琵琶湖なのか？チェックが必要だと思う。育たないか？育てられるのか？再確認。いなくなった原因の再チェック。まずその原因の特定が必要だと考えます。

以下のような視点をもって、各項目について述べました。

学校や農林漁業等、地域にある社会システムを活用する  
計画、実施、評価、維持管理にいたる住民参加を促進する  
河川環境の保全・再生という積極的な目標に向けて住民や自治体・他省庁が連携するようには  
たらきかける姿勢を国土交通省に求める

#### 4.1.3 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携

「計画の検討段階から実施、評価に至るまで、住民及び民団体等地域に密着した組織との連携を積極的に進めていく。」（下線部挿入）

理由：検討だけの参加（公聴会で聞き置くなど）に住民の参加が限られず、協働でやっていく姿勢を明らかにするため。

#### 5.1.2 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携

##### （2）住民との連携・協働

（全面的に書き換え）

「住民団体や地域に密着した組織、学校、農林漁業組織等、多様な機関とのパートナーシップ事業を推進する。特に学校における環境学習の推進や、地域に伝わる知恵・伝統工法などの保存・伝承についても積極的に支援し、住民が主体的に河川管理に参加する土壌をつくる。農地と河川との連続性の再構築や森林管理を通じた流域管理、漁業を通じた環境モニタリングなど、農林漁業との連携も積極的に推進する。

特に地域固有の情報や知識に精通した住民団体や地域に密着した組織については河川関係（河川法、河川環境など）の基礎知識を有するものを河川レンジャー（仮称）として任命し、住民が主体となった河川管理の促進を担う。

河川レンジャーの活動拠点として、当面は、既設設備である淀川資料館、河川公園管理所、水のめぐみ館、遊水スイスイ館、三栖閘門資料館等を試行的に活用する。まず淀川河川事務所伏見出張所構内の三栖閘門資料館において、三栖閘門周辺及び山科川を対象に試行する。また、これらの場所は川に関する人々の交流の場としても活用する。」

理由：河川レンジャーを第一に押し出すのではなく、多様な機関との連携がゴールであって河川レンジャーはその「ツール」として位置付けることが必要。

特に地域文化を伝承する学校の役割や、地域特有の経験を伝承する地域住民、自然環境と直接対峙する農林漁業者の役割については明確な位置付けが必要。



## 5.2.2 水位

(2) 瀬田川洗堰において、治水・利水の影響を考慮した上で琵琶湖における生物の生息・生育環境を保全・再生するための水位の試験操作を実施しながら、琵琶湖における生物の生息・生育環境を保全・再生するための水位操作を検討する。その上で、琵琶湖の浸水被害や下流の渇水防止と両立する水位管理のあり方について、琵琶湖周辺の土地利用のあり方や水利権の見直しなども視野に入れて自治体・他省庁や住民による協議の場を設け、合意形成を行う。(下線部に修正)

理由：試験操作の結果を受けた水位管理規則の見直しについても記述する。

## 5.2.4 水質

「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会」の役割の中に  
・新たな水利用・管理システムの再構築 (下線部追加)  
を入れる。

## 5.2.9 流域の環境保全と連携した工事の施工 (新設)

河川事業を通じて流域の環境を保全する事業を促進する。

たとえば、流域内の森林で生産される木材の活用による森林管理、廃石材の活用による廃棄物削減、農地を利用した治水事業による農地保全等。そのために、住民や自治体・他省庁との連携を積極的にすすめる。

## 5.3.1 洪水

### (1) 破堤による被害の回避・軽減

#### 1) 日頃から備える 情報提供

の前に、

#### 「情報収集

地域に伝わる過去の洪水被害や洪水に対処するための知恵を収集する。」

を加える。(下線部の項目追加)

理由：「地域に学ぶ」という視点、住民を活かす視点から。

## 5.4 利水

~~「(4) 従来、渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行なうための渇水対策会議を開催してきたが、さらに平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るための組織への改正を調整する。」~~

(全面的に書き換え)

「従来、渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行なうための渇水対策会議を開催してきたが、さらに平

常時から常に水利用実態を把握し、河川環境の保全を実現する利水運用を図るための組織への改正を調整する。利水者、関係自治体、関係省庁(厚生労働省、農林水産省、経済産業省)、河川管理者の連携のもとに、渇水対策のほか、平常時からの水利用に関する情報交換を行い、河川環境を保全する利水のあり方を協議する。住民活動、水需要抑制の実践者などの有識者の参加を得て、小規模水源の再評価、雨水利用、水利権の見直し、節水の促進等の施策を総合的に具体化できるような組織とする。」

理由：住民参加や合意形成は「渇水の防止」というネガティブな目標より、「河川環境の保全」という積極的な目標によって促進されると考えるから。

## 5.6 維持管理

(新設)

「(1) 河川環境の維持」

住民や各種機関と連携して河川環境の監視や適切な管理を行う。」 (下線部の項目追加)

## 5.7.2 各ダムの調査検討内容

各ダムの調査検討内容の中に以下を加える。

「・各ダム計画がこれまでに与えた社会的影響の評価

・各ダムに期待される社会的効果の評価

・計画が変更・中止された場合に生じる社会的な悪影響の予測とその対策」 (下線部の項目追加)

2. 第1回琵琶湖部会検討会（7/9開催）に提出された意見

	ご意見	提出者 (敬称略)
1. 流域の概要		
1	<p>「1. 流域の概要」の中に追加文章を</p> <p>琵琶湖は滋賀県民はもとより内外から多くの人々が訪れる観光産業としても発展している、ホテル、旅館、民宿、レストラン、観光船、マリナー等も琵琶湖の恩恵をうけている。</p> <p>琵琶湖を利用した多様なレクリエーションを楽しめる湖でもある。近年、自然豊かな琵琶湖で多くの子供達が自然体験、環境学習の場として利用されている。</p>	井上 (連携)
1	<p>&lt;最後の部分に以下の文章をいれることを提案&gt;</p> <p>琵琶湖淀川流域の水資源は、明治以降の近代化の中で、近畿圏における産業や生活水準の向上に大きな役割を果たしてきた。明治時代には、電源開発として、戦後の高度経済成長期には工業用水や都市活動用水として、各種の資源開発が行われた。その代表が、1972年から1997年まで続いた琵琶湖総合開発である。琵琶湖総合開発では、[利水、治水、環境保全]の3つの目的が同時に求められた。また下流への水供給に対して、上流域の地域開発を折り込んだのも琵琶湖総合開発の重要な特色である。</p> <p>つまり、下流の水需要の増大に応えるために、琵琶湖の水位そのものの人為的な操作性をたかめ利用可能な水量（開発水量は毎秒40トン）を増大させた。同時に湖辺の水害（水込み）をふせぐために湖岸堤防で湖をとりかこみ、150以上もの水門を建設し、その合理的な操作により、沿岸の水害をふせぐという水位管理政策をめざした。一方、環境保全として最大の投資をされたのは、琵琶湖沿岸域を4つの処理区にわけた[流域下水道]である。しかしこれらの施策は思わぬ悪影響を及ぼしてしまった。それが水質などの改善の遅れであり、固有生態系の破壊であり、人びとの河川や湖への無関心の増大である。</p> <p>総合開発がおわりに近づいた1990年代にはいって、高度経済成長期にもとめた公共事業の建設の仕方、そのハードな技術だけではなく、ソフトの社会的対応にもさまざまな問題があらわれてきた。その結果、各種の制度的対応がなされた。その典型が河川法の改正であり、環境保全と住民意見の反映があらたにつけかわえられた。同時に、環境については、環境基本法が制定され、環境アセスメントの手続きも明確にされた。農業基本法においては、農業の多面的機能が追加され、産業政策としての農業から、国土保全をも意図した農業法に変換された。さらに2002年には、戦後の開発政策によりいためつけられた国土の再生をめざして、[自然再生推進法]が制定された。</p> <p>国内におけるこのような流れを推し進めたのは、国際的な環境保全の流れであり、1992年の環境サミットでは、生物多様性問題と地球温暖化が国際的問題として注目をあび、国内法にも反映され、生物多様性国家戦略の制定や、地球温暖化をふせぐための京都議定書の制定もされた。さらに2003年には世界水フォーラムが琵琶湖・淀川水系で開催され、水や河川政策に対する国際的、国内的関心も高まりつつある。</p>	嘉田 (連携)

	ご意見	提出者 (敬称略)
2. 現状の課題		
2.1 河川環境		
2.1.1 河川形状		
2.1.1	縦断方向の不連続部分の存在に、天井川化による瀬切れ部分の存在を加えるべきである。	小林 (水位)
2.1.2 水位		
2.1.2	<p>水資源開発施設による中小洪水の貯留等が流況の平滑化を招き、河川改修事業による河川横断形状の不連続化と相まって、川本来の水位変動や攪乱を減少させ、河川の生態系に影響を与えているところもある。</p> <p>琵琶湖では、淀川水系の治水・利水の面からの水位操作により、<u>生物多様性と生態系機能とを歴史的に形作ってきた自然の季節的な水位変動の様相が、完全に変更されてしまった。</u>例えば、5月中旬頃から約1ヶ月の間に琵琶湖水位を約50cmも急激に低下させてしまうととも、夏以降の水利により必然的に水位が低下している。これらが魚類等の産卵・生息に影響を与えている恐れがあるほか、琵琶湖の水位が高い冬期間には波浪による浜欠けを助長し、ヨシ刈りに影響を与えているところもある。(追加)</p> <p>理由：自然の季節的な水変動の様相が一変し、「水がめ」としてのダムと同様に扱われていることが、『提言』でも指摘した通り、全面的・基本的な問題である。5月から6月にかけての人為的低下は、その一つの例に過ぎない。</p>	川那部 (水位)
2.1.2	「川本来の水位変動や攪乱」の「川本来の攪乱とは？」を川本来の生態系の許容の範囲とも関係して、用語集で定義・説明すべきである。つまり、川本来と人為による水位変動や攪乱を包含した影響に対して、琵琶湖や河川の生態系の許容範囲をどのように考えているかということである。	小林 (水位)
2.1.5 土砂		
2.1.5	「河床材料の変化」を改め「河床材料の粗粒化や流路の固定化」	江頭 (ダム)
2.1.7 景観		
2.1.7	<p>1) 河川の多様な自然景観を阻害する典型的な人工施設として、グランド等スポーツ施設などの高水敷利用施設があり、「・・・コンクリート護岸・橋梁・高水敷利用施設等が、・・・」のアンダーライン部分を加えるべきである。</p> <p>2) 「また、<u>ダムの湛水量や水位、時期にもよるが、ダム貯水池の法面において裸地が存在する・・・</u>」のアンダーライン部分を加えるべきである。</p> <p>3) ダムの自然景観に関わっているならば、裸地は質的な側面についてはともかくとして、あくまで自然景観の一要素である。これに対して、周辺道路や売店等観光施設、鉄塔、橋梁等の人工構造物は自然景観要素ではなく、逆に自然景観の阻害要素である。もし、裸地が景観を損ねているというならば、そうした人工構造物の方がもっと自然景観を損ねていることに、配慮すべきである。</p>	小林 (水位)

	ご意見	提出者 (敬称略)
2.2 治水・防災		
2.2	既存の計画にとらわれない計画には賛成であるが、昭和46年工事实施基本計画および昭和47年からの琵琶湖をベースとして推進されてきた治水・利水対策の評価をもっと積極的にしても良いのではないか。	江頭 (ダム)
2.3 利水		
2.3	(・・・水位低下が3回発生している)。もっともこの水位低下は1992年の水位操作規則の変更後おきたもので、渇水傾向だけでなく、水位操作の方法に起因する部分もあることは明記する必要がある。	嘉田 (連携)
2.4 利用		
2.4.1 水面		
2.4.1	琵琶湖では・・・、琵琶湖との関わりなどについて経済界と行政との間において議論もなされないまま現在に至っている。	井上 (連携)
2.4.3 舟運		
2.4.3	(・・・期待されている) さらに琵琶湖においては、交通としての舟運が衰えてきた昭和30年代以降も観光船の人気は高く、湖上での船遊びは、現在でも琵琶湖観光の売りでもある。さらに、1982年に周航した琵琶湖学習船、[うみの湖]は20年をすぎて32万人以上の児童生徒が琵琶湖学習船として利用することで、子どもたちの水や湖への親しみを増すために大きな役割をはたしつつある。(文章追加)	嘉田 (連携)
2.4.3	琵琶湖における舟運についての記載が必要である。	川那部 (水位)
2.5 維持管理		
2.5	(・・・新規操作員の確保が困難になっている)。洪水はある広い領域で一気におこるおそれがあり、必ずしも行政担当者だけが担当できるものではない。高齢化しつつあり操作員に対して、コンピュータ操作などに習熟し、かつ責任感のある若い操作員を専門に養成する必要がある。河川レンジャーのひとつの役割とも考えられ、検討の価値がある。さらに、このような操作員を養成することで、地域の若者の雇用確保にも繋がる可能性がある。(文章追加)	嘉田 (連携)
2.6 ダム		
2.6	ダムの効用と弊害については記述されているが、流域におけるダムの歴史と役割を挿入してほしい。	江頭 (ダム)
2.6.1 既設ダム		
2.6.1	(・・・関係機関とも連携してより一層の避難誘導が必要である)。洪水時の避難命令や洪水情報が実際に効力を発揮するためには、情報を流す人びとの間での社会関係のあり方がおおきくかわっている。情報を出す人(びと)と受け止める人の間に社会的信頼関係がないと、情報は単なる[知る]だけのものとなり、人を[うごかしめる]情報とならない。つまり避難誘導というような極めて人間的な行為に関しては、人間心理や社会心理	嘉田 (連携)

	ご意見	提出者 (敬称略)
	的な理論をふまえた上での計画が必要であり、そのためのひとつの仕組みとして、経常的に地域の人たちと顔見知りの関係をつくり、地域社会に根差した活動を行う河川レンジャーの役割が重要となってくる。(文章追加)	
2.6.1	「河床材料」とあるが、河床の砂泥・岩盤等は一般に「材料」とは言わず、「材料」とは人為的工作に用いる資材を言うので、セメント塗着や構造物設置を示すのか。	倉田 (ダム)
3. 河川整備の基本的な考え方		
3	自然、社会、文化的条件を背景として、治水・利水・環境からなる3つの条件をいかに満たしながら、流域を含めた諸河川をどのように整備し、どのように管理するのか、もっと強い姿勢を前面に出して頂きたい	江頭 (ダム)
3	これまでの河川整備が河川環境に及ぼしてきた影響を真摯に受け止め、「生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できる。」との考え方を踏まえて、河川環境の保全・再生を図る。この場合、「 <u>自然を作れるのは自然だけである</u> 」ことを強く認識し、それを「手伝う」ことに全力を挙げる。(追加) 理由：従来の技術万能の考えを全面的に改めることが、『提言』の示すところである。「河川環境」だけに止まるものではなく、従ってここで記載すべきである。	川那部 (水位)
4. 河川整備の方針		
4.1 計画策定、実施のあり方		
4.1.1 対象範囲		
4.1.1	指定区間外区間(大臣管理区間)を主たる計画対象とする。 <u>ただし、計画策定上必要となるそれ以外の指定区間・流域についても言及する。し、とくに地方自治体に委任した部分については、協議によってその対象化を図る。</u> (追加・削除) 理由：従来からの委員会と<河川管理者>との話し合い(委員会議事録をも見よ)から、大きく外れている。本来であれば、<指導>等によって計画の徹底を図るべきであるが、今回は取り敢えず、上記のように敢えて下がった表現を提案してみる。なお、「沿岸海域への影響をも視野に入れる」は秀逸であり、さらに言えばこここそ「言及する」とするのが良い。	川那部 (水位)
4.1.3 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携		
4.1.3	(・・・活かした公正な仕組みを検討する)と同時に、異なった主体間の意思形成を有効にはかるためには、問題がおきた時だけでなく、日常的な信頼関係をきづくことができるような地道な活動が必要であり、河川レンジャーがコーディネーターとして役割を發揮できる場面でもある。(文章追加)	嘉田 (連携)
4.2 河川環境		
4.2	前文の「文章が長すぎる」ので、短い文に改めて下さい。	江頭 (ダム)

	ご意見	提出者 (敬称略)
4.2	「河川環境を保全・再生していくに際しては、人工的な改変によって川をかたち造るという発想ではなく、『川が川をつくる』のを手伝う」という考え方を念頭に実施するとともに、常に慎重にモニタリングを行い、」の部分は3.河川整備の基本的な考え方(p.17)との繰り返しではあるが、重要なのでここは残しておくべきである。	川那部 (水位)
4.2.1 河川形状		
4.2.1	横断方向及び縦断方向の連続性の修復を目指し、変動する水と土砂の流れの結果として、瀬と淵や河原等多様な形状を持つ河川の復元を図る。 そのため、瀬と淵、砂州等の河川形状や自然が創り出した狭窄部はできるだけ人為的な手を加えずに保全する。湖と河川や陸域との移行帯についてもなだらかな連続的移行を目指し、その大幅な改善を行う。(追加) 理由：湖と河川や陸域との移行帯については、「横断方向」・「縦断方向」の区別はなじまない(強いて言えば、陸域とは「横断」、河川とは「縦断」になってしまう)。また、琵琶湖を中心とする湖沼が疎かになる可能性があるため、特記すべきである。	川那部 (水位)
4.2.2 水位		
4.2.2	河川及び琵琶湖における生物の生息・生育環境を保全・再生するため、自然における水位変動の様相を基本に、治水・利水への影響を考慮した上で、水位変動や攪乱の増大を図る観点から、淀川大堰や瀬田川洗堰等の運用を検討する。(追加) 堰の水位操作の見直しに際しては、生物及び生物の生息・生育環境等の調査を実施し、問題点等実態を把握のうえ、試験操作を行いながら、モニタリング及び評価を実施する。 理由：自然における水位変動の様相が基本であることを記載しなければ、『提言』の趣旨を活かしたことには全くなならない。	川那部 (水位)
4.2.2	「治水・利水への影響を考慮した上で」を「水需要を精査し、治水・利水への影響を考慮した上で」とする。 理由：琵琶湖の著しい水位低下は瀬田洗堰の操作によって起こり、この操作運用は水需要によって決められるから	川端 (水位)
4.2.2	「治水・利水への影響を考慮した上で」を「治水・利水・環境への影響を考慮した上で」に変更していただきたい。 理由：小生が琵琶湖部会で説明したように、瀬田川洗堰の水位操作により、琵琶湖の富栄養対策が可能になるからです。すなわち、琵琶湖の表層水における窒素・リンなどの富栄養化関連物質は、循環期(晩秋から早春まで)に濃度が高く、停滞期(晩春～秋)に低くなるため、可能な限り循環期かその後できるだけ早い時期に琵琶湖水を流出させることが望ましい。ただし、ここでいう環境は水質のことです。	三田村 (水位)
4.2.4 水質		
4.2.4	なお、下水排水や汚濁流入支川の流水を本川の流水と分離して流す流水保全水路については、既存施設における分離の効果等について引き続き調査、検討を行う。さらに、流域下水道が却って水質改善に悪影響を与えて	川那部 (水位)

	ご意見	提出者 (敬称略)
	<p>いる面のあることに鑑み、その再検討を行う。(削除・追加)</p> <p>理由：家庭・工場・農業排水などの合一化と暗渠によって、問題の生じているところが多い実情、さらには点源がまばらに存在するところでは、その機能が充分でないことから、流域下水道は見直しを迫られている。そのことをあからさまにすべきである。</p>	
4.2.6 生態系		
4.2.6	<p>(・・・啓発活動も実施する)。各自治体では、生態系保全にかかわる条例などをもっており、たとえば琵琶湖では、[滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例]においてはヨシ保全を、また[滋賀県琵琶湖のレジャー利用適正化に関する条例]において外来魚問題に対応しており、それらの部局との連携も重要である。(文章追加)</p>	嘉田 (連携)
4.2.6	<p>また、河川に流れ込む支川や水路等を含めた河川の横断方向及び縦断方向、および琵琶湖と陸域等とのあいだにおいて、連続性を持った生物の生息・生育環境を確保するとともに、生物に配慮した水位管理や水量管理等の方策について、関係機関等と連携して検討する。(追加)</p> <p>理由：琵琶湖においては、特記の必要がある。</p>	川那部 (水位)
4.2.7 景観		
4.2.7	<p>(・・・取り組む)。</p> <p>各自治体では、水辺の景観保全にかかわる条例などをもっており、たとえば琵琶湖では、[ふるさと滋賀の風景を守り育てる][滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例]などがあり、それらの部局との連携も重要である。(文章追加)</p>	嘉田 (連携)
4.2.7	<p>1)「河川管理施設・高水敷利用施設等の新設及び改築にあたっては、・・・」のアンダーライン部分を加筆すべきである。</p> <p>2)「・・・裸地対策やダム周辺における人工構造物等の景観対策について取り組む。」のアンダーライン部分を加えるべきである。</p>	小林 (水位)
4.2.8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工		
4.2.8	<p>質問：「河川の縦・横断形状が不連続とならないように施工する」とはどんなこと？</p>	江頭 (ダム)
4.2.8	<p>護岸工事の実施にあたっては、縦断方向及び横断方向の河川形状(湖と陸域等とのあいだを含む)が不連続とならないように施工するが、水衝部等で河岸の保持のため護岸を施工する場合は、生物の生息・生育環境に配慮した工法を採用する。(追加)</p> <p>理由：琵琶湖においては、特記の必要がある。</p>	川那部 (水位)
4.3 治水・防災		
4.3.1 洪水		
4.3.1(1)1) 日頃から備える	<p>(日頃より・・・、実施する)。特に新住民や若者、子どもたちなど、地域の地理や社会的事情にくわしくない人たちの間で防災意識を高め、自</p>	嘉田 (連携)



	ご意見	提出者 (敬称略)
	己防衛の知恵と工夫を養うことは行政としての重要な責務である。(文章追加)	
4.3.1(1)4 堤防強化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「緊急堤防補強区間」については、いわゆる「ハイブリッド堤防」など、例えば中央部あるいは法面部の補強などを重点的に行うことを、明示する必要がある。</li> <li>・堤防が高すぎて、破堤・溢水などが生じたときに鉛直的な力がおおいにかかる区間などについては、「堤防の高さを切り下げる」との表現を加えるべきである。少なくとも今後の「検討」、「見直し」項目として掲げなければならない。</li> </ul>	川那部 (水位)
4.3.1(2)2	<p>(2) 浸水被害の軽減</p> <p>2) 琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減</p> <p>瀬田川下流部にある狭窄部(鹿跳溪谷) 天ヶ瀬ダムの放流能力不足及び宇治川の流下能力不足により発生する長期にわたる琵琶湖の高水位による浸水被害の軽減を図るため、瀬田川下流部の流下能力(放流能力)の向上を図</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>放流量が増えれば琵琶湖の水位のさらなる急速な低下を招く。急速な水位低下が湖岸生態系へ及ぼす影響について検討が必要。</p>	村上 (水位)
4.3.1(2) 浸水被害の軽減	<p>「(2)の3)琵琶湖沿岸の浸水水田の指定と補償的支払い」を追加</p> <p>琵琶湖周辺での浸水被害の軽減については、琵琶湖のたて方向の水の流れを確保し、特に在来魚の産卵などを促すためには、梅雨時の高水位はプラス価値ももつものでもある。それゆえ、湖岸の水田などを[遊水池]あるいは[産卵水田]として指定し、補償的支払いを行うことで、土地所有者の協力をえるなどという政策も検討の余地がある。その際、農林行政での[多面的機能]政策と連携をすることが必要となる。</p>	嘉田 (連携)
4.3.1(2) 浸水被害の軽減	<p>・「浸水被害」については、「破堤」等の危険に比べて致命的な点では小さいことに鑑みたかたちで、言及すべきである。</p>	川那部 (水位)
4.3.1(3) 一連区間整備の完成等	<p>・「一連区間整備の完成」については、「下流の破堤の危険性を増大させる無堤部の築堤等」との記述は、無制限な「一連整備」を誘発する可能性があるため、「著しく」、「極めて」などの限定詞を付すると同時に、その制限性を記述しなければならない。</p>	川那部 (水位)
4.3.1(4) 土砂対策	<p>異常時の土砂管理(土砂災害対策、河川に対する異常な土砂流出のインパクト)と平年時の土砂管理の違いを明確にして記述した方がよい。流域土砂管理の重要性をもっと前面に出して頂きたい</p>	江頭 (ダム)
4.5 利用		
4.5.1 水面		
4.5.1	<p>現在の水面利用のあり方についてももちろん討議し、手を打つ必要はあるでしょうが、20年、30年後のためとなれば、今子供たちに都市に残された唯一の自然ゆたかな川、びわ湖で子供たちが川、琵琶湖の恵みを感じられる水面利用の自然体験、環境学習等のソフト事業を推進する必要がある。</p>	井上 (連携)

	ご意見	提出者 (敬称略)
	(そして恩恵を受ける川、琵琶湖で親しんだ子供達が、大人になった時、未来の川を豊かにする方法、知恵を見つけてくれる。)	
4.5.2 河川敷		
4.5.2	4.5.2 河川敷と湖岸帯(追加) 理由:琵琶湖の湖岸陸域についても、同様のことが書かれなければならない。	川那部 (水位)
4.5.3 舟運		
4.5.3	琵琶湖の舟運も壊滅的状況に向かいつつある。淀川下流域同様に育成がなされなければならない。	川那部 (水位)
4.6 維持管理		
4.6(1)1 堤防・護岸	(・・・雨期や台風期の除草を実施する)。このような作業においては地元地域社会との連携をはかれるよう、河川レンジャーがコーディネーターとしての役割を発揮することが期待される。(文章追加)	嘉田 (連携)
4.6(1)2 河川管理施設の操作	(・・・IT技術を利用したシステム・・・する)。特にコンピュータ操作になれ、責任感をもつ若者を河川レンジャーとして育成することで、地域の雇用創出にも貢献可能である。(文章追加)	嘉田 (連携)
4.7 ダム		
4.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「4.1.1 河川整備の方針 計画策定・実施のあり方 対象範囲」に挙げた考えを採用し、地方自治体に移管したものはもちろん、他の目的のための地方自治体・企業等の所管・経営するダムについても、全面的に言及することを明示し、&lt;河川管理者&gt;としての国が、意見を積極的に提示してそれを積極的に協議することを明示しなければならない。</li> <li>・既設のダムについて、治水的役割はもちろん、あるいは自然環境保全上の役割を持たせるよう、「検討」、「見直し」項目に入れなければならない。</li> <li>・治水目的とされるダムにおいても、バックウォーター域や下流域において、逆に治水条件が悪くなった過去のいろいろな例について、真剣な反省と分析を行ったうえ、そのようなことのないようにいかなる処置を講ずるのかを、明示しなければならない。</li> </ul>	川那部 (水位)
4.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「影響」という表現(記述)が63~72頁の間に、気づいただけで14カ所使われているが、「どのような局面に対して、どの程度、どの範囲など」の明示がない使い方をされると、対応や評価の判断が出来ないので困る。故意に不鮮明にする意図がなければ、第三者の理解し易い追加・説明表現(記述)を望みたい。例えば、次に示すように少し判り易く修正した方がよいと思う。</li> <li>63頁15行目、「放流水温環境への影響」 「・・・重大な」or「かなりの」影響</li> <li>63頁18行目、「生息・生育環境に影響」 「回復不能に陥りかねない」影響</li> <li>64頁6行目、「社会環境・自然環境への影響」 「諸」影響</li> <li>64頁11行目、「生態系に及ぼす影響」 「諸」影響と「程度」</li> </ul>	倉田 (ダム)

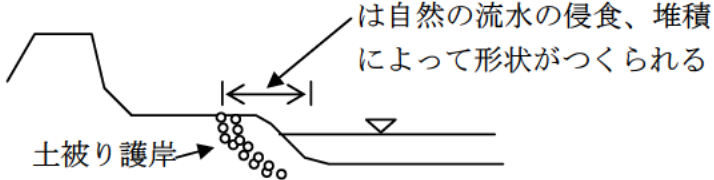
	ご意見	提出者 (敬称略)
4.7	<p>・「調査検討する」or「検討する」or「調査する」という表現（記述）が、63～72 頁の間に、気づいただけで約 40 ヶ所使われているが、その調査内容・検討内容やその方法についてほとんど説明がなく、恐らく、今後、調査内容や方法について考えていきたいと言うことだろうと思う。しかし、その内容や方法の説明がないと、その妥当性を予測すら出来ず、おおよそでもよいからその内容や方法を考えているということ（ ）書きにして付言してでも明らかにして貰わないと、第三者としては諾否の意思表示が出来ぬので、明示（説明）には手抜きのないようお願いしたい。</p>	倉田 (ダム)
4.7	<p>淀川水系流域委員会『提言』（4～18 頁）では、ダムはこれまで「河川の生態系と生物多様性に重大な悪影響を及ぼしてきた。・・・ため、原則として建設しないものとし、考えうるすべての実行可能な代替案の検討・・・」と述べており、従って、委員会の専門部会設置に際して、「ダム部会」は見送られてきたが、河川管理者側は計画中であったダムの代替案の検討はせず、「治水・利用・発電」目的から河川・琵琶湖の減水量補填や河川「瀬切れ」解消目的という新たな目的を立てて計画ダムの是が非でもの工事遂行をねらっているような素振りが強いように思える。「瀬切れ」や琵琶湖・河川の水位低下の生態系や生物多様性への影響のメカニズムや程度などについて、まだ科学的調査は十分に行われておらず、琵琶湖や河川への化学物質流入量の増加の影響の度合も明らかでなく、また生物相互間での淘汰現象についても不明解で（バス類やブルーギルの繁殖とその食害、鵜の近年の増殖とその食害による在来魚種の激減の実態やメカニズムについても未解明で）あり、ダム水源地域への社会・経済的活性化事業などより先にその解明に取り組めれば・・・と考える。「瀬切れ」についても、完全な断水的渇水でない限り、河床形状の工夫によっても可成りの改善が望みうるように思えるなど、ダム工事遂行以前に取り組んだり、代替案の検討を優先的に取り組むべきでないか。渇水対策にしても、今日では河川を直方行流式化し過ぎているが、古来は曲水流式によって水流の持続性延長も図られて来たなどを近代工法にも取り入れるなどの工夫もあろうかとも思う。</p>	倉田 (ダム)
4.7.1 ダム計画の方針		
4.7.1	<p>治水・利水・環境面から水資源の現状を評価し、それに対するダムの役割を明記する必要がある。その上で、ダム以外に対策がない場合に・・・実施する。とした方がよいのではないか？</p>	江頭 (ダム)
4.7.1	<p>(4)として以下を追加 (4)計画、あるいは建設中のダムについては、計画時からの社会情勢などの変化を考慮した[時のアセス]を行いながら、ダムの必要性について(治水、利水、河川維持用水)の厳密な議論を社会的透明性をたかめた舞台で行うことが求められる。と同時に巨額の税金を投入するに値するだけの[費用便益]がえられるか財政的な検討が必要である。さらに、ダム計画が実施された場合にも、万一中止された場合でも、いずれの場合にも、当該地域社会が今後継続して生</p>	嘉田 (連携)

	ご意見	提出者 (敬称略)
	活していくための、[地域自立支援法](仮称)あるいは[地域振興支援法]などにより、一次産業の振興やエコツーリズムなどをふくむ社会的、財政的措置が必要である。特に若い人たちの雇用が確保され、長期的に地域社会がたちゆくための社会的措置が必要である。	
4.7.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「湧水に対する安全度」とあるが、湧水を生じても生物多様性保全にとって支障のない程度を示すとも理解できる。うがって読めば、湧水を惹起させない条件を保証する程度とも理解できるが、それなら表現修正を求めたい。</li> <li>・「ダム群の再編成」とあるが、ダム配置の再編成なのか、ダム機能の連携の再編成なのか、その両者を含むのか、その際に一部ダムの壊廃を含むのか、など判然としない。また、65頁7行目には「ダム容量の再編成」とあるが、連携して故水量の調整する複数ダムの各容量の「再編成」=容量変更調整なのだろうが、ダムの改造は伴わずに実施するのかどうか教示願いたい。</li> </ul>	倉田 (ダム)
4.7.1(3)	ダム計画の方針(3)に「5)ダム上流の自然環境保全とダム湖流入河川の水質対策を講じる」を追加。	川端 (ダム)
4.7.2 既設ダム		
4.7.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「選択取水設備」とあるが、ダムからの放水の水温・水質を意図的に工夫できるように、ダムの中から取水層(深浅の別等)や場所(中央部や縁辺部など)の選択をするのであろうと想像するが、ダムに向けて流下する上流河川からの取水を選択(ダムへ取水しない水流はダム側近から下流へそのまま流す方式もありうるだろう)する方法も考えられるので、どういうものが、構造的にもどういうものが教示願いたい。</li> <li>・「ダム水源地域の活性化」とあるが、「活性化」だけでは判然としない。多分、文化・社会・経済的な活性化であって、生物多様性の活性化ではないだろうと思う。ここで言う「社会・経済的活性化」は生物多様性保全のための河川整備計画に必要な策だとは言えないように思う。河川管理者が主体的事業として取り組むのは行き過ぎと思うが、真意の教示願いたい。河川・湖沼の生物多様性保全、自然を守るという姿勢を前面に出せないだろうか。</li> </ul>	倉田 (ダム)
4.7.3 事業中の各ダムの方針		
4.7.3	(修正を求める筆頭の箇所だが)「ダム計画の方針に基づき」とあるが、「河川法改訂に伴う河川整備計画の再検討のため」と改めて欲しい。そうでないと、文末の「調査検討を行う」がダム計画遂行のための具体策の検討のように受け取れ、淀川水系流域委員会「提言」4-18頁の「計画・工事中」のものも含めて、5つの事項(「提言」4-18、15~18行目参照)が必要とされていることに矛盾すると思う。つまり、計画中のものも廃止する可能性を踏まえての記述にして欲しい。	倉田 (ダム)

	ご意見	提出者 (敬称略)
4.7.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5つのダム見直し案全体についても、代替案を検討した形にしているが、河川法改正に基づき提言が示した新たな河川整備の理念、新たな河川整備計画のあり方を反映した見直し案とは言い難い内容である。丹生ダムについても同様である。</li> <li>・ 特に、新たに加わった環境と住民意見の反映については、検討がきわめて不十分である。</li> <li>・ ダム計画については、提言4・6でそのあり方を述べているが、「原則として建設しない」というのが委員会の中心であり、その重い意味を受け止めれば安易にダム計画が有効との結論は出せないはずである。</li> <li>・ ダム計画においては、徹底した情報公開と説明責任果たさなければならぬ事項として5項目を示しているが、その中の自然環境への影響・改善策と、自然環境の価値を考慮した経済性についてはほとんど触れられていない。</li> <li>・ ダムの目的を大幅に変更することによって建設の必要性を論じているが、その根拠と、それに伴う財政負担の移動など目的変更は簡単ではなく、むしろ建設目的を失ったことになりその意味の方が大きい。</li> <li>・ 各ダムそれぞれに、代替案は費用がかさみ住民の理解が得られないと結論づけているが、ダム計画の費用がどれくらいかかるかさえ示せないのに、どうしてダムが有効といえるのか疑問であり、住民の理解が得られないとする根拠がきわめて希薄である。ちなみに、ダム事業費は当初金額を大幅に上回るのが常識で、日奈知ダム当初 500 億円が完成時 952 億円、日吉ダム当初 1200 億円が完成時 1836 億円(ダムに関する説明資料 治水部会 20, 21 より)で、この方が住民の理解が得られない。</li> <li>・ 水位操作を固定的に考えているが、利水が出ていないのに放流量が決められるのか極めて疑問である。</li> <li>・ 治水対策として、破堤の危険箇所も示さず、堤防強化策の検討がまったく考えられていない。</li> <li>・ 丹生ダム予定地の自然度は高く、ダム計画の見直し参考資料(丹生 1~29)に載せているが、イヌワシ、クマタカなど重要な種が生息している。ダム計画はそれらの種に多大な影響を与える事が考えられるが、過去にも有効な対策は聞いたことが無い。すなわち、それらの種を失う事になる。</li> <li>・ 姉川水系における滋賀県の治水の考え方(説明資料第4編 30)で、ダムが最も有効としているが、その根拠は過去の検討手法によるもので、環境と住民意見はまったく反映されていない。さらに、ここでも「淡海の川づくり検討委員会」での議論が述べられており、流域委員会と合同で議論する事が有効である。</li> <li>・ 丹生ダムが、琵琶湖の急速な水位低下抑制による環境改善と、姉川・高時川環境改善のための水量を確保するとしているが、この主張は信じられない。</li> </ul> <p>そもそも、ダム湖の水は汚濁水であり、この水が環境改善に役立つと言</p>	寺川 (ダム)

	ご意見	提出者 (敬称略)
	<p>えるのは、よほど汚い水が貯留している水溜りにそそぐというのであればまだ分かるが、きれいな琵琶湖の北湖に注ぐのである。だし平ダムの放流がどのような悲惨な結果を招いたか記憶に新しいが、丹生ダムの貯留水を一気に放流すれば、環境改善どころか琵琶湖全体を汚す事になると考えるのがまともである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質について、この重要な問題がこれからの検討課題となっている。(説明資料第4編 41)今回の提言では、水質について重視する方向を明確にしており、この面での検討を抜きにして、量だけでダム計画を評価することはできない。</li> <li>・琵琶湖の溶存酸素が年々低下してきている事が問題になっている。冬の雪解け水が湖底に溶存酸素を送り込んで、琵琶湖の水質を生き返らせているように聞いているが、説明資料第4編 37~41では、姉川からの溶存酸素供給量はわずかだから大したことはないように説明されている。</li> </ul> <p>この説明も非常にいい加減な調査と説明と言わざるを得ない。資料そのものの信憑性も確認する必要があるが、このような大事な事をこの程度の資料と説明で納得できるわけが無い。</p> <p>資料では姉川からの溶存酸素は最大月で約 1,300 t でありわずかである(第4編・40)。と記しているが、しかし、こうした蓄積が琵琶湖の溶存酸素を維持しているのではないのか。ダム計画は丹生ダムだけではなく、県の治水ダムとして姉川ダムが完成したほか、芹川の来栖ダム、安曇川の北川第1、第2ダム計画が進められている。こうしたダムが完成したときどのような事が起るかまったく検討されていない。自分のことさえ見ていないのである。周りの状況もしっかり見たうえで溶存酸素ほか琵琶湖の環境を十分調査・検討した上で正確に評価すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まだまだ各項目で指摘したい事はあるが、今後議論していきたい。</li> <li>・最後のまとめで、水位低下の抑止策、河川生態系再生、洪水対策の3点から丹生ダムの建設が有効としているが、上記の問題点や疑問が多くあり、いずれも検討不十分で有効といえない。</li> </ul> <p>また、今後の調査・検討とされた事項について、の利水について、早急な水需要の精査・確認がある。遅れているが、利水が丹生ダムの主要な建設目的である。今回、その中心目的が水位低下にすりかえられている。利水の予測・計画こそ早く出すべきであり、他の目的と並行して議論を行わない事にはまともな検討ができない。</p>	
5 . 具体的な整備内容		
5 . 1 河川整備計画策定・推進		
5 . 1 . 2 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携		
5.1.2(2) 住民との連携・協働	住民との関係において、この具体策は「知らせて手伝って貰う」面に、ほとんど終始している。むしろ、住民(とくにその場にずっと住み続けてきた住民の知恵に、<河川管理者>が学ぶ面を大きく含めるべきである。	川那部 (水位)

	ご意見	提出者 (敬称略)
5.2 河川環境		
5.2	洪水の擾乱、瀬切れ解消、および土砂移動の連続性の回復による河川環境を改善するためには、これまで以上に水が必要になることは明らかである。このようなことを真に議論するためには、洪水を含めて、流域全体の豊水・平水・濁水流量の実態を把握する、すなわち、淀川流域の水資源の実力を十分に把握し、かつ、環境保全に必要な流量の変動、および変動周期、流量の下限値などの環境流量に関する議論が必要である。このようなことを検討事項として加えて頂きたい。	江頭 (ダム)
5.2	<p>河川整備にあたって、河川環境のモニタリングを実施するとともに得られた基礎資料を基に生物及び生物の生息・生育環境に関する評価を行う。</p> <p><del>(1) これまで実施してきた「多自然型川づくり」の評価の実施。</del></p> <p><del>(2) 河川環境のモニタリングの実施</del></p> <p>事業実施前のモニタリングを基に、予測・評価を行った上で事業を実施する。</p> <p>また、事業中及び事業実施後にもモニタリングを行い、事業へのフィードバックを行う。</p> <p>また、調査にあたっては、住民及び住民団体等と連携した調査等も視野に入れて実施する。</p> <p>例)</p> <p><del>3) 琵琶湖家棟川地区ビオトープにおける植物のモニタリングを住民とともに継続して実施する。</del></p> <p>[ 2.1 河川環境 ] の記述から見ても、この程度のことで、「河川環境」の前文が終わっているのは、信じられない。全く不十分である。但し、倉卒のあいだに代替案を提出することは出来ないので、第2回以後の意見を待つ。</p>	川那部 (水位)
5.2.1 河川形状		
5.2.1(1)2)	<p>(1) 横断方向の河川形状の修復</p> <p>2) 横断方向の河川形状の修復方法について、検討する。</p> <p>—野洲川—河口部</p> <p>—琵琶湖—家棟川地区</p> <p><del>(試験施工及びモニタリング結果を踏まえた軽微な形状変更の検討)</del></p> <p>内湖・湿地帯復元のための調査・試験施工</p> <p><del>(試験施工の実施に際しては管理者である滋賀県と調整・連携して取り組む。)</del></p> <p>理由：これは、単に「横断方向の河川形状の修復」の問題ではない。後述の通り(3)として別置すべきである。</p>	川那部 (水位)

	ご意見	提出者 (敬称略)
5.2.1(2) 縦断方向の河川形状の修復	<p>(2) 縦断方向の河川形状の修復：この見出しについて疑問があります。河川形状の修復ではなく、単に、生物の遡上・降下を確保するための横断構造物の修復ですよね。したがって、この見出しは(2) 縦断方向の不連続に伴う弊害の改善としては？</p> <p>*河川横断形状の連続性を重視した低水護岸として、図のような工法はいかがですか？</p> 	江頭 (ダム)
5.2.1(2)1)、2)	<p>(2) 縦断方向の河川形状の修復</p> <p>1) 現状の落差工において、縦断方向の連続性が阻害されていることから、新たに魚道の設置を実施する。 ④野洲川落差工(?)</p> <p>2) 縦断方向の河川形状の修復に向けて、現状の堰、落差工等において、魚類等の遡上・降下に配慮した構造を検討する。 ④野洲川落差工(?) ④地方自治体に委託した一級河川、およびそれ以外の河川に存在するあらゆる堰・落差工等 (追加・削除)</p> <p>理由：一級河川の直轄部分においては、検討ではなく実施しなければならない。すでに十分に機能する魚道が設置されている場合には unnecessary なので、いちおう(?)を付しておいたが、従来のものでは多くの場合不十分なことは明らかである。また、その他のあらゆるものについて、検討が必要である。</p>	川那部 (水位)
5.2.1(2)4)	<p>4) 既設ダムにおいて、魚類等の遡上・降下に配慮した方策を実施の可否も含め検討する。</p> <p>①瀬田川 瀬田川洗堰 ②宇治川 天ヶ瀬ダム ③他省庁・地方自治体・企業などの管理する一切の既設ダム (追加)</p> <p>理由：検討の項目に、他省庁・地方自治体・企業などの管理するものを含めることがなければ、『提言』を活かしたことはならない。以下の各項目について、いちいち挙げることは省略するが、『整備計画』においては必ず記載することが必須である。</p>	川那部 (水位)
5.2.1	<p>(3) 琵琶湖等における、湖と陸域および流入河川との連続性と確保と修復</p> <p>1) <u>琵琶湖における水陸移行帯の保全・再生を図るため、湖岸堤の改変、内湖の復活を含む湿地帯の回復、等についての措置について、国土交通省が中心になって他省庁・地方自治体等と検討する。</u></p>	川那部 (水位)



	ご意見	提出者 (敬称略)
	<p>2) 琵琶湖とそれに流入する河川とのあいだの連続性を確保・回復するために必要な措置について、国土交通省が中心になって他省庁・地方自治体等と検討する。</p> <p>(新たな項目として追加)</p> <p>理由：琵琶湖と周辺陸地(水田等を含む)及び流入河川とのあいだの移行帯と連続性の回復は、特置する必要がある。またここでも、国土交通省がイニシアティブをとって、他省庁・地方自治体等とすぐにも「検討」を開始しなければならない。</p>	
5.2.2 水位		
5.2.2(2)	<p>(2) 瀬田川洗堰において、自然における水位変動の様相を基本におき、治水・利水の影響を考慮した上で試験操作を実施しながら、琵琶湖における生物の生息・生育環境を保全・再生するための水位操作を検討する。</p> <p>理由：ここにおいても、「自然における水位変動の様相を基本におく」ことが記載されなければならない。</p>	川那部 (水位)
5.2.2(3)	<p>(3) 琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化を抑制する方策を検討する。</p> <p>1) <del>姉川・高時川</del> 丹生ダム 2) <del>大戸川</del> 大戸川ダム</p> <p>理由：「急速な水位低下と低い水位の長期化を抑制する方策」が、「丹生ダム」と「大戸川」ダムだけだというのは、どうあっても信じられない。万が一それを記すならば、それ以外の方策も列記すべきである。</p>	川那部 (水位)
5.2.2(3)	<p>(3) 琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化を抑制する方策を検討する。</p> <p>1) <del>姉川・高時川</del> 丹生ダム 削除 2) <del>大戸川</del> 大戸川ダム 削除</p> <p>理由：他の方法の検討が不十分なため</p>	村上 (水位)
5.2.2(4)	<p>(4) 横断方向の河川形状の琵琶湖と陸域および流入河川との連続性の確保と修復。(5.2.1 河川形状にて掲載)</p> <p>理由：すでに述べたとおりである。</p>	川那部 (水位)
5.2.2	<p>(5) 下流域の水利用を抑制するための方策などを、国土交通省が中心となって、他省庁・地方自治体・企業・住民などとともに検討する。</p> <p>(新たな項目として追加)</p> <p>理由：実施することと検討することとを、共に具体的に書くことが必須で、この記載では何をするのか良く判らず、全く不十分である。取り敢えず(5)を追加してみたが、倉卒のあいだに他の案を提出することは出来ないので、第2回以後の意見を待つ。</p>	川那部 (水位)
5.2.3 水量		
5.2.3(1)	<p>(1) なる検討項目において、挙げられているダムが直轄のものだけであるというのは、全く信じられない。当然に、他省庁・地方自治体・企業などの管理するものを含めることがなければならない。先に「いちいち挙げることは省略する」と書いたが、ここは敢えて再掲する。</p>	川那部 (水位)

	ご意見	提出者 (敬称略)
5.2.3(2)	(2)河川環境上必要な水量を検討するとともに、確保可能な水量を把握するために必要な諸調査を実施する。特に、淀川大堰下流、猪名川、野洲川、草津川、姉川・高時川等について留意する。 理由:(2)について、これだけに「特に留意する」理由が明らかでない。	川那部 (水位)
5.2.4 水質		
5.2.4(2) 琵琶湖の水質保全対策	3)また、深底部の状態の悪化が、短期的・長期的に致命的な影響を及ぼす可能性に鑑み、その緊急かつ集中的な調査を実施し、かつ深底部の <u>す状態の悪化に寄与すると考えられる事項については、予防原則のもとにそれを強く規制するあらゆる手段を検討する。</u> (新たな項目として追加) 理由:深底部の状態の悪化については、極めて重要であるので(2)3)として特記すべきであり、さらに、予防原則にしたがった処置を検討すべきである。	川那部 (水位)
5.2.4(3) ダム湖の水質及び放流水質保全対策	1)~7)のすべてについて以下のものを追加する。 「 <u>その他、他省庁・地方自治体・企業などの管理する一切の既設ダム湖についてもこれを行うものとする。</u> 」 理由:すでに何度か述べた。以下にも各項で多くあるが、もう繰り返したくない。	川那部 (水位)
5.2.4	(5)河川・湖沼の水質基準項目等の再検討 <u>従来の水質基準項目を検討し直し、合わせて生物指標・官能指標等を取り入れるために検討を行う。</u> (新たな項目として追加) 理由:(5)は、改めて記載し、ものごとを進めるべきである。	川那部 (水位)
5.2.5 土砂		
5.2.5	山地から河口に至る区間において、好ましい土砂環境を創生するための流砂コントロールのあり方を検討することが重要である。異常出水に伴う大量の土砂流出制御(土砂災害防止)、通常の出水を含む平時の流出土砂のコントロールによって、いかに好ましい河川の物理環境を創生していくか検討してほしい。併せて、スリット砂防ダム、流砂バイパス、サイフォン式ダム排砂、掘削、パイプ輸送などによる流砂調節の課題にも取り組んでほしい。	江頭 (ダム)
5.2.6 生態系		
5.2.6(1)	琵琶湖の全体とその流入河川について、一般的にも、また特別に場所を限っても、「生息・生育環境の保全・再生を少なくとも「検討」しなければならない。また、そのうちの一部については、遅くとも『整備計画』に関して委員会が答申するまでに、関係機関と協議のうえで、国土交通省として「実施」することが可能の筈である。いかが?	川那部 (水位)
5.2.7 景観		
5.2.7	「(4)ダム周辺における道路の下部法面や人工構造物周辺に潜在自然植生構成樹木に基づいた修景緑化について検討する。」を記載すべきである。	小林 (水位)

	ご意見	提出者 (敬称略)
5.3 治水・防災		
5.3.1 洪水		
5.3.1(1) 破堤による被害の回避・軽減	ハード対策の実施にあたり、河川環境を改悪しない、例えば、生態機能に優れた護岸・・・という一文があった方がよいのでは。	江頭 (ダム)
5.3.1(3) 一連区間整備の完成等	質問；宇治川における用地買収、隠元橋架け替え、天ヶ瀬ダム再開発、鹿跳び、塔の島河道掘削は一体のものですか？	江頭 (ダム)
5.3.1(4) 土砂対策	土砂災害防止法との関連を記述する。さらに、計画規模の洪水時には山地が荒廃するのは確実であり、これは異常な土砂流出による洪水災害の拡大要因になるので、その評価法を検討することが重要。さらに、平時における土砂管理・・・	江頭 (ダム)
5.4 利水		
5.4	(全く個人的な願望) A：地球温暖化は確実に進んでいることはたしかなことであり、しかも、それにより降雨は時空間的に変動が大きくなっており、長期的には少雨化傾向になっていることが示されている。B：独特の水文化。C：水供給能力。D：水需要管理の実現性。以上、A-Dのことを考慮して、治水・環境など総合的に判断した利水施策を進めてほしい。	江頭 (ダム)
5.5 利用		
5.5.1 水面		
5.5.1(1)	子供たちが川の恵みを感じられる水面利用の自然体験、環境学習等のソフト事業も検討し、実施する。	井上 (連携)
5.5.1(1)1 水上オートバイの利用規制	「琵琶湖と滋賀地域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」(平成14年滋賀県条例第52号)が制定されており、関係機関と連携し調査する。」 以下の数項目についても同様に、「琵琶湖」を含める。また、条例などに一方的に頼るのではなく、それを活用すべきものである。	川那部 (水位)
5.5.2 河川敷		
5.5.2	5.5.2 河川敷と湖岸帯 (追加) 具体的な問題については、倉卒のあいだに案を提出することが出来ないの で、第2回以後の意見を待つ。	川那部 (水位)
5.5.3 舟運		
5.5.3	具体的な問題については、倉卒のあいだに案を提出することが出来ないの で、第2回以後の意見を待つ	川那部 (水位)
5.7 ダム		
5.7	長期の視点 新潟県朝日村の三面(みおもて)ダムを扱った“山に生かされた日々” という自主上映されつづけている映画がある。ダム建設を受け入れ村上	藤井 (連携)

	ご意見	提出者 (敬称略)
	<p>市に集団移住させられた当該ダム地域の人々の”山“と”山に生きるもの“の Raison D'etre〔文化、歴史を含め〕を求めつづける姿を扱ったものである。</p> <p>現在対象となっているダム地域の人々、出来るならダム建設を受け入れた次の世代の人々の中から内発的にこの地域のもつ価値の本源にたちかえって議論できないか（誰がコーディネートするか、しかも継続的にかかわり続けて、というヒトの問題があるが）、ダムが当該地域の連綿として続いてきた歴史の破壊でもあるから。</p> <p>短・中期の視点</p> <p>食うためのしくみづくりの形成にとりかからねばならない。ダムによってもたらされると考えている経済効果（観光などもはや幻想だが）への Alternative は何なのか。</p> <p>ドイツの農民が食料生産者、飼料生産者、エネルギー生産者の三側面をもつものとして各種政策が講じられているような、日本における林業者の位置づけをダム対象地域からも構築する。最大の視点はバイオマスエネルギー・エネルギー生産基地であると考え。幸いにも、バイオマス・ニッポン総合戦略は一府五省（内閣府、環境省、農水省、経済産業省、国土交通省、文部科学省）が同一テーブルで基本政策を策定をし、この3月からは推進体制にはいったところである。</p> <p>“川”が国土交通省だけでは、最早再生プランがたてられない中、バイオマス・エネルギーに関し一府五省連携の議論は参考になると考える。</p> <p>“特区”などを含め、エネルギー生産・供給基地として位置づけて、食うしくみの可能性をさぐる。</p>	
5.7.1 既設ダム		
5.7.1	<p>繰り返しになるが、この各項においても挙げられているダムが直轄のものだけであるのは、全く信じられない。当然に、他省庁・地方自治体・企業などの管理するものを含めることがなければならない。</p>	川那部 (水位)
5.7.2 各ダムの調査検討内容		
5.7.2	<p>-(1)大戸川ダム</p> <p>1)琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化が生態系に及ぼす影響の軽減策を緊急に実施する必要がある。急速な水位低下の抑制策としては、大戸川ダム等の貯留施設の建設が有効である。</p> <p>2)狭窄部の開削を当面できないことから保津峡上流の亀岡地区の浸水被害の解消を図る必要があり、目吉ダムの治水容量を増量することにより浸水被害の軽減を図るためには、利水容量を大戸川ダムに振り替えることが有効である。</p> <p>3)大戸川の洪水被害の軽減のため、治水対策が必要である。このためには、大戸川ダムの建設が有効である。なお、滋賀県の河川整備計画との整合を図る。</p> <p>4)大戸川ダムは下流部の浸水被害を軽減する効果がある。</p> <p>大戸川ダムについて以下の調査検討を行う。</p>	川那部 (水位)

	ご意見	提出者 (敬称略)
	<p>1) <del>琵琶湖の水位低下抑制のための大戸川ダムからの放流による効果と、その自然環境に及ぼす影響について、さらに詳細な調査・検討を行う。</del></p> <p>2) <del>目吉ダムの利水容量の振替についての検討を行う。</del></p> <p>3) <del>貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更に伴う環境等の諸調査を行う。</del></p> <p>4) <del>土砂移動の連続性を確保する方策の検討を行う。</del></p> <p>5) <del>利水について、水需要の精査確認を行う。</del></p> <p>(2) <del>天ヶ瀬ダム再開発</del></p> <p>1) <del>淀川・宇治川の洪水時に全閉を含めて洗堰の放流の制限をすることは必要である。</del></p> <p>2) <del>下流の洪水が低減した時点では、琵琶湖周辺の浸水被害を軽減させるために、できるだけ多くの流量を琵琶湖から放流(いわゆる後期放流)することが必要である。</del></p> <p>3) <del>琵琶湖からの放流量を増大させるためには、天ヶ瀬ダムの放流能力を増大することが有効である。</del></p> <p>4) <del>天ヶ瀬ダム再開発事業は、下流部の浸水被害を軽減する効果がある。天ヶ瀬ダム再開発について以下の調査・検討を行う。</del></p> <p>1) <del>天ヶ瀬ダム放流能力増大方策として既存施設を活用した放流方法の検討を行う。</del></p> <p>2) <del>放流方法の変更に伴う環境への影響についての調査・検討を行う。</del></p> <p>3) <del>貯水池運用の変更に伴う環境等の諸調査を行う。</del></p> <p>4) <del>土砂移動の連続性を確保する方策の検討を行う。</del></p> <p>5) <del>利水について、水需要の精査確認を行う。</del></p> <p>(4) <del>丹生ダム</del></p> <p>1) <del>琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化が生態系に及ぼす影響の軽減策を緊急に実施する必要がある。急激な水位低下の抑制策としては、丹生ダム等の貯留施設が有効である。また、琵琶湖への補給水を活用して淀川水系の異常渇水時に緊急水を補給することができる。</del></p> <p>2) <del>姉川・高時川では瀬切れが毎年のように発生しており、河川の生態系や利用の観点から、緊急に保全・再生を図る必要がある。丹生ダムからの補給は、瀬切れ解消等の河川環境の保全・再生を行うことに有効である。</del></p> <p>3) <del>姉川・高時川の洪水被害軽減のため、治水対策が必要である。このためには、丹生ダムの建設が有効である。なお、滋賀県の河川整備計画との整合を図る。</del></p> <p>丹生ダム計画について以下の調査・検討を行う。</p> <p>1) <del>琵琶湖の水位低下抑制のための丹生ダムからの補給による効果と、その自然環境に及ぼす影響について、さらに詳細な調査検討を行う。</del></p> <p>2) <del>貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更に伴う環境等の諸調査を行う。</del></p> <p>3) <del>土砂移動の連続性を確保する方策の検討を行う。</del></p> <p>4) <del>利水について、水需要の精査確認を行う。</del></p>	

	ご意見	提出者 (敬称略)
	<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会での過去の説明は、「提言」の内容からかなり離れていたし、この第2稿においても同様である。最終稿までに大幅な変更がなされるに違いないと期待する。</li> <li>・以下に述べるのは、全くの老婆心ながら、そのおおまかな方向性を教示するつもりのものである。</li> <li>・他との協議が必要であることを理由に、検討から早々に落とされた「代替え」項目が散見するが、それでは「検討」、「見直し」の意味は全くななく、「提言」の趣旨に大きく違反する。必ず大きく復活させて、十分に「検討」しなければならない。とくにダム建設には時間のかかることに鑑み、完成時点で意味が少ないものが多いとの批判のある実情を考慮に入れて、全面的な検討を行わなければならない。</li> <li>・自然環境保全を目的とするものについては、その意義の理解し難いものの多いことに鑑み、その内容について具体的に「検討」しなければならない。</li> <li>・また、治水・利水などの他の目的の大きくは記載されていなかったものについては、その目的が将来改めて復活しないように、「その意義がない」ことを明瞭に記載しなければならない。</li> </ul>	
5.7.2	第21回委員会(5/16)資料3-1(丹生ダム・大戸川ダム計画の見直し案説明資料)第1編-26について、琵琶湖水位維持を図る4つの方策を個別に検討するのではなく、組み合わせたらどうなるか検討する。	川端 (ダム)
5.7.2	<p>第21回委員会(5/16)資料3-1(丹生ダム・大戸川ダム計画の見直し案説明資料)について</p> <p>水位が低下しなければ二ゴロブナの漁獲量は回復するのかについての調査研究が必要である。(理由:5~6月の40cm程度の水位低下によって、二ゴロブナが減少した(第1編-3)ことは第1編-6からは読み取れない。コイ科魚類の産卵場所の詳細調査が必要。ヨシ帯のヨシの茎、ヨシの枯葉、ヨシ帯のギャップの中の浮葉植物や沈水植物への産卵量を明らかにする。水位低下(4cm/6日程度、第1編-5)では、ヨシの茎以外では卵が常に水につかっている可能性も有るので)</p> <p>移行帯の復元が必要である(理由:仔魚、稚魚にとって必要な生育場所なので)</p> <p>水位の急激な減少の抑制によってコイ科の産卵を回復させることができる場合、6月に急激な水位低下が起きない水位操作を行なう(理由:6月が最も多くの魚種の産卵期になっている。第4編-2では水位抑制効果は7月からになっている)</p>	川端 (水位)
5.7.2	<p>丹生ダムについての意見</p> <p>1. 最近の水位変動が琵琶湖の生態系に与えた影響には、大きく分けて(1)季節的水位変動パターンの変化、および(2)著しい水位低下(おおむねBSL-1.0m近い)の頻発化に分けられる。(1)は、琵琶湖の季節的水位変動パターンは、本来、最高水位が夏期の降雨に伴う</p>	西野 (水位)

	ご意見	提出者 (敬称略)
	<p>タイプの湖沼(田中、1918)を、平成4年の水位操作規則変更により、人為的水位操作により夏期に低水位で維持するよう変化させたことに伴い、コイ科魚類の本来の産卵盛期 後半にあたる6月中旬以降、産卵が観察されなくなり、産卵期が前半の4・5月のみに短縮された可能性が指摘されている(山本、遊磨、1999)。</p> <p>2. (1)については、人為的な水位操作で水位の季節的変動パターンが変わったことが魚類の産卵に影響を与えていると指摘されているわけであるから、もしその指摘が正しいのであるならば、論理的に言えば、水位操作を元に戻せば解決するはずの問題である。水位操作を一切変更せずに、ダムからの水供給のみで琵琶湖の水位を調整するという論理には無理がある。また実際の水位シミュレーション結果からみて、ダムからの水供給で琵琶湖の水位が多少上がったとしても、水位上昇が期待されるのは7月以降で、しかも-20cm以上の水位になることは想定されておらず、この計画通り水位が上昇したとしてもコイ科の産卵期が元通りになるという保証はどこにもない。</p> <p>したがって、先ず現状のコイ科魚類の産卵生態についての基礎的情報を収集、解析し、とくに降雨の多い年と降雨量の極めて少ない年とで比較を行い、水位操作も含めどのような対策をとれば、コイ科の産卵期が元通りになるのかについて、より詳細な検討をすすめることがまず必要であると考えます。</p> <p>3. 一方、ダムからの水の供給によって、(2)著しい水位低下(おおむねBSL-1.0m近い)の頻発化が緩和されることをシミュレーション結果は示しており、著しい水位低下の頻発化が生態系に与える影響についてはある程度緩和されると考えられる。</p> <p>4. 河川管理者の資料によると、Vollenweiderのモデルに基づく丹生ダムの水質予測では、丹生ダムの水質は貧栄養と中栄養の境界線上に位置していた。つまり、丹生ダムの予測水質は決して貧栄養ではないことを意味している。またダムからの放水が表層よりも下層で放水された場合、比較的栄養塩濃度の高い湖水が流出する可能性もある。したがって、夏にダムの水が琵琶湖に流入した場合、ダムの水(およびダムから琵琶湖に流入する河川水)に含まれる栄養塩が植物プランクトンの新たなブルーム(異常増殖)を引き起こす可能性がないのかどうか、現況の河川のみならず、既存のダムでの調査も含めた検討が必要となると思う。</p> <p>5. 琵琶湖北湖の北副湖盆(安曇川以北)の最深部は水深103.6mもの深さがある。湖底直上水の長期的低酸素化傾向および冬の酸素を多量に含む雪解け水が深水層に潜り込む現象は北副湖盆で観察されている。これまで北副湖盆に直接流入する河川(安曇川水系、姉川水系)にはダムはなかった。丹生ダムが建設されることで、琵琶湖北湖の北副湖盆への雪解け水が流入しなくなる可能性がないのかどうか、既存資料だけでは判断できない。河川および琵琶湖北副湖盆にお</p>	

	ご意見	提出者 (敬称略)
	ける雪解け水の挙動について、温暖な年とそうでない年とで綿密な調査を行い、事実関係を比較検討する必要がある。	
5.7.2	丹生ダム・大戸川ダムの計画の見直し案説明資料の第4編-1この説明の第1章の説明ならびに第5編-3の説明資料を見ると、ダムが琵琶湖の環境改善をあたかもするような表現になっているように見えますが、流域委員会ではそのような提言をしたのでしょうか？ もう一方の資料第21回委員会 H15.5.16 資料 3-3 丹生-25 の説明と同じ説明になっていないように思えますがどうでしょうか？ 琵琶湖環境改善の言葉について説明の中に良くつかわれていますが、第5編 4の(3)琵琶湖環境改善のために必要な・・・、が良く分かりませんでした。琵琶湖部会として確認してください	松岡 (ダム)
5.7.2(1)1)	「急速な水位低下の抑制策としては大戸川ダム等の貯留施設の建設が有効である」と断定しないで、「急速な水位低下の抑制策としては大戸川ダム等の貯留施設の建設が有効かどうか詳細に検討する」とする。理由は p70 に大戸川ダムについて以下の調査検討を行なう 1)に、調査・検討を行なうと書いてあるから。また、水位に関する意見(川端)に述べた理由から。	川端 (ダム)
5.7.2(1)1)	(1)大戸川ダム 1)琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化が生態系に及ぼす影響の軽減策を緊急に実施する必要がある。急速な水位低下の抑制策としては、大戸川ダム等の貯留施設の建設が有効である 削除 理由：他の方法との比較検討が不十分なため、「有効である」との結論は出せない	村上 (水位)
5.7.2(4)1)	「丹生ダム等の貯留施設が有効である」を「丹生ダム等の貯留施設が有効かどうか詳細に検討する」とする。	川端 (ダム)
5.7.2(4)2)	丹生ダムの必要性の理由の1つに瀬切れ解消があげられている(説明資料(第2稿 p71)。一方、丹生ダム・大戸川ダム計画の見直し案説明資料第4編-7～第4編-9には昭和30年から環境はきわめて良好と述べている。丹生ダム建設によって瀬切れを解消したら何が失われるのか、詳細な検討が必要である。	川端 (ダム)
5.7.2(1)2)	2)狭窄部の開削を当面できないことから保津峡上流の亀岡地区の浸水被害の解消を図る必要があり、日吉ダムの治水容量を増量することにより浸水被害の軽減を図るためには、利水容量を大戸川ダムに振り替えることが有効であるも可能である。したがって水需要の精査確認のうえ、他のあらゆる方法と比較して検討を行う。 (下線部に修正)	村上 (水位)
5.7.2(1)3)	3)大戸川の洪水被害の軽減のため、治水対策が必要である。このためには、放水路や遊水地などの方法と比較検討した上で、大戸川ダムの建設が妥当かどうか改めて判断を行う。大戸川ダムの建設が有効である。なお、滋賀県の河川整備計画との整合を図る。(下線部に修正)	村上 (水位)



	ご意見	提出者 (敬称略)
5.7.2(1)4)	4)大戸川ダムは下流部の浸水被害の軽減のためには、放水路や遊水地などの方法およびその組み合わせと比較検討した上で、大戸川ダムの建設が妥当かどうか判断を行う。 <u>を軽減する効果がある。</u> (下線部に修正)	村上 (水位)
5.7.2(4)1)	(4)丹生ダム 1)琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化が生態系に及ぼす影響の軽減策を緊急に実施する必要がある。急激な水位低下の抑制策としては、 <del>丹生ダム等の貯留施設が有効である。また、琵琶湖への補給水を活用して淀川水系の異常渇水時に緊急水を補給することができる。</del> (削除)  理由：他の方法との比較検討が不十分なため、「有効である」との結論は出せない。	村上 (水位)
5.7.2(4)2)	2)姉川・高時川では瀬切れが毎年のように発生しており、河川の生態系や利用の観点から、緊急に保全・再生を図る必要がある。丹生ダムからの補給は、瀬切れ解消等の河川環境の保全・再生を行うことに有効である。 河川からの取水量の見直しを行うことを明記  理由：瀬切れの発生には人為的な影響が大きく寄与しているため、自然環境に手を入れる前にその調整が必要だから。	村上 (水位)
5.7.2(4)3)	3)姉川・高時川の洪水被害軽減のため、治水対策が必要である。このためには、 <u>放水路や遊水地などの方法およびその組み合わせと比較検討した上で、丹生ダムの建設が妥当かどうか判断を行う。丹生ダムの建設が有効である。</u> なお、滋賀県の河川整備計画との整合を図る。 (下線部に修正)	村上 (水位)
5.7.2(5) 余野川ダム	(全般)各ダムにおける環境(水質・流砂・河床変動)影響評価に関する記述が見あたらない (全般)ダムが建設されない場合の治水・利水問題を解決するための代替案の検討が必要。例えば、代替案として河道における対策、流域対策などを挙げて、それらを評価して下さい。	江頭 (ダム)
丹生ダム・大戸川ダム計画の見直し案説明資料 (第21回委員会資料3-1)	・コイ科の産卵への影響を緩和するための措置が「20日間水位を保持すること」とし、そこから必要な水量15000万m <sup>3</sup> が算出されているが、その根拠は推測にすぎず、非科学的。この数値から必要な水量を決定するのは乱暴。 ・湖岸の水位保持によって得られる便益が重視されて説明されたのに比べて、水没して失われる森林および溪流の価値、懸念される湖底環境への悪影響が軽視されて説明された。非論理的で非科学的だと思う。 ・魚類の産卵を促進するための施策は、水位を保持することだけではない。第1編・24に挙げられている各種施策の組み合わせを検討したうえで、費用や環境負荷を比較し、ダムを建設することの経済的な妥当性の証明が必要。	村上 (水位)

	ご意見	提出者 (敬称略)
5.8 関連施策		
5.8.1 淀川河川公園		
5.8.1	淀川河川公園だけで良いのか。	川那部 (水位)
全体		
琵琶湖水位調整全般(および上下流の治水、利水への影響全般)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿岸の浸水対策については、従来どおり浸水を防止することを目指す地域と、浸水を魚類の産卵場の拡大として積極的に評価する地域を設けることの検討が必要。</li> <li>・たとえば琵琶湖の水位の上昇によって水没する周辺農地を「沿岸推移帯」の一部としてとらえ、魚類の産卵場として積極的に活用する施策の検討が必要。</li> <li>以下のようなソフト対策を農家と話し合いながら検討する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 水没しやすい水田に休耕地を集め、借り上げや買い上げを行う</li> <li>2) 魚類の遡上・産卵に適した構造をもち、魚類が生息できる農法を行っている水田に対して「河川環境の保全」への寄与として補助を行う</li> </ul> </li> <li>・そのような浸水地の施策を検討した上で、ダム建設等の事業と費用や環境負荷の面から比較する検討が必要。国土交通省には農林水産省との連携を求める。 現時点でハザードマップが作成されているならばそれを元に具体的な計画を検討したい。</li> <li>・利水・利水に関しては、行政機関同士での連携や議論を行うのと平行して、ダムの建設、湖岸の浸水、水の利用などに直接関与している住民同士が琵琶湖の現状を知り、解決策を話し合う場を設ける試みが必要。それによって現実の問題を浮かび上がらせることができると同時に、住民自らが考え行動する新たな河川管理に向けた土壌づくりが可能となる。特に水利権の問題は、間に行政が入っている限り、大きな変更は不可能であると思われる。直接の利水者(住民)どうしが水の利用について議論する中で、きっと現実的な解決策が見えてくる。話し合いの場は、現時点では淀川流域委員会が設けることが望ましいと考える。</li> </ul>	村上 (水位)
連携	<p>特に重視しなくてはいけないのは下記のような内容ではないでしょうか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 持続可能で経済性のある農業、林業、漁業を成立させる河川管理のあり方</li> <li>2. もともとつながっている水網(水路から河川、湖まで)全体が行政の縦割りで分断されている状況からの連続性の回復</li> <li>3. 水利権や治水をめぐる住民(水源地と消費地間の問題も含む)同士のコミュニケーション促進</li> <li>4. 流域下水道に代わる新たな水循環システムの提案(農地と市街地の連携)</li> <li>5. 子ども達への河川学習機会の提供</li> <li>6. 上記全体について、市民との連携が有効な事項の提示、あるいは先進</li> </ol>	村上 (連携)

	ご意見	提出者 (敬称略)
	<p>地の事例研究</p> <p>あるいは以前、川端様から類似の提案があったと思いますが、たとえば高時川流域を一つのモデル地域として、流域全体の治水・利水・環境を調和させる新たなシステムを作る、という試みをスタートさせることを提案してみてもはどうでしょうか。</p> <p>具体的な場所を設定することで、具体的な課題が見えてくるかもしれません。</p>	